

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第15号

#### 鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>（3） 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体並びに<u>県が設立した地方独立行政法人</u>を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（4） 公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。</p> <p>ア 実施機関の職員（<u>県が設立した地方独立行政法人</u>にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>イ 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>（3） 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（4） 公文書等 次に掲げるものをいう。ただし、電子計算機を使用して行われる専ら文書を作成し、又は文書、図画若しくは写真の内容を記録するための処理その他規則で定める処理に係るものを除く。</p> <p>ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの</p> <p>イ 略</p>

(5)及び(6) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)~(4) 略

4~6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者

(5)及び(6) 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)~(4) 略

4~6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、

<p>が<u>知る</u>ことができ、又は<u>知る</u>ことが<u>予定</u>されている情報</p> <p>イ及びウ 略 (4)～(8) 略</p> <p>(<u>県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て</u>)</p> <p><u>第24条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止請求に対する決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく異議申立てをすることができる。</u></p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは第24条の6第1項の決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2 略</p> <p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>又は<u>公にする</u>ことが<u>予定</u>されている情報</p> <p>イ及びウ 略 (4)～(8) 略</p> <p>(不服申立てがあった場合の手続)</p> <p>第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは前条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略 2 略</p> <p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県個人情報保護条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求に係る個人情報の開示について適用し、同日前にされた開示請求に係る個人情報の開示については、なお従前の例による。